

# **介護サービス情報公表制度 の報告等について**

---

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

# 1 介護サービス情報公表制度の報告について

## (1) 報告の対象となる事業者

- ①基準日（毎年1月1日）前の1年間（1月1日～12月31日）において介護報酬（利用者負担含む）の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者
  - ②基準日以降に新たに介護サービスを提供しようとする事業者（新規指定）
  - ③任意で公表を申し出た事業者
- ※居宅療養管理指導等、一部対象外サービスあり。

報告対象の事業所（①、②）は、毎年1回報告が必要です。

○報告をしない場合や虚偽の報告をした場合（法第115条の35第4項～第7項）

都道府県知事が、

- ・報告、是正を命ずることができる。
- ・さらに従わない場合は、指定権者（県、市町村）が、

**指定、許可を取り消し**、若しくは**停止**することができる。

## (参考) 介護保険法

**第115条の35 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、**その提供する介護サービスに係る介護サービス情報**（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、**当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。****

- 2 **都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。**
  
- 3 **都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。**

# 1 介護サービス情報公表制度の報告について

## (2) 報告の年間スケジュール（継続事業所の場合：例年）

### 6月～7月

- ・県が「介護サービス情報に係る報告、調査及び情報公表計画」を策定
- ・県ホームページで計画を公表（報告対象事業所やスケジュールを掲載）

### 8月～12月

- ・月毎に報告対象サービスを定め、順次報告開始。
- ・報告期限の前月中旬に、「社会福祉法人青森県社会福祉協議会介護サービス情報公表センター（以下、この資料中では「県社協」とする。）」から事業所あてに報告依頼文書送付。
- ・事業所は、報告期限（対象月の月末）までに「介護サービス情報報告システム」で報告。
- ・事業所は、報告期限と同日までに、県高齢福祉保険課へ手数料を納付。
- ・県と県社協は、報告や手数料の納付状況を確認し、事業所報告期限の翌月に公表。

※ 令和6年度のように、法改正等により報告スケジュールが変更となる場合もありますので、  
その際は電子メール・県ホームページ掲載等によりお知らせします。

# 1 介護サービス情報公表制度の報告について

## (3) 報告の留意事項

システム報告の際は、記載内容に間違いがないかよく確認してから報告してください。

- 従業員の数とサービス提供時間で、記載誤りと考えられるものが見られるので、よく確認してください。

### (誤りの例)

- ・職員 1 人当たりの 1 か月サービス提供時間数が「1,200時間」など、勤務が不可能な時間が記載されている。
- ・訪問介護員 5 人に対し、1 か月のサービス提供時間が「40,000時間」など、勤務時間と職員の人数から、はるかに多い時間が記載されている。

- 入力時にエラーが表示された項目については、内容を再度確認してください。

# 1 介護サービス情報公表制度の報告について

## (4) 主な変更点

### 令和6年度から 財務状況の報告

「事業所等の財務状況」の公表が義務化されました。

(令和6年度介護保険法施行規則 別表第2)

- ・ 情報公表システムの「運営情報」欄に財務諸表等を掲載する項目が追加されました。
- ・ 公表する財務諸表等は、直近の事業年度を終えた時点で作成したもの（1年分）です。
- ・ 公表単位は、原則、事業所又は施設ですが、拠点や法人単位で一體会計としており、事業所又は施設での区分けが困難な事業者は、拠点単位や法人単位での公表が可能です。
- ・ 財務三表のうち「会計基準上作成が求められていない」等の事情がある場合は、資産、負債及び収支の内容が分かる簡易な計算書類でも差し支えありません。
- ・ 情報公表システムへアップロードした財務諸表等（PDFまたはCSVデータ）がそのまま公表されます。
- ・ 「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」での報告とは別制度です。

### 令和7年度から 重要事項等の公表

重要事項等（事業所の運営規程の概要等）について、従来の「書面掲示」に加えて、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に、掲載・公表が令和7年4月より義務化されました。

- ・ 法人ホームページ等に掲載する場合には、情報公表システムへの掲載は任意です。
- ・ 情報公表システムの「事業所の特色」欄に運営規程の概要等の重要事項の掲載（PDF、Excel、Word形式でアップロード）が可能です。

## 2 介護サービス情報公表制度の手数料について

### (1) 手数料の金額

事業者の皆様には、情報公表及び調査に際して「青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例」に定める以下の手数料を納付していただきます。

- 公表手数料 4,000円（報告対象となった全事業者が納付）
- 調査手数料 21,000円（調査を希望する事業者が納付）

### (2) 手数料の納付方法

県証紙売りさばき人から青森県収入証紙を購入の上、県社協からの報告依頼文書に同封の「介護サービス情報公表に係る手数料について」と記載されたちよう付用紙に貼り付け、県高齢福祉保険課へ郵送等により納付してください。

なお、青森県収入証紙と国が発行する収入印紙は異なりますので、くれぐれもご注意ください。

#### ※手数料の納付期限

- 公表手数料…計画に定める報告期限まで
- 調査手数料…調査申込をする時

### (3) 手数料の納付先 **※県社協ではありません**

青森県高齢福祉保険課 介護事業者グループ

住所 〒030-8570 青森市長島1-1-1 (県庁北棟6階)

電話 017-734-9299